

インキュベーションオフィス入居審査業務 委託仕様書

1 契約の種類・契約方法

業務委託契約・単価契約（1回あたり 30,000 円。支払時には、上記単価に数量等を乗じた額に消費税及び地方消費税を加算する）

2 業務委託の目的

こうべ産業・就労支援財団（以下、「財団」という。）では、新規企業育成事業の一環として、起業家や創業間もない個人・企業の育成・発展を促進し、経済の活性化と雇用の創出を目的に、多様な能力を持つ「人」が創業できる環境を整えていくことが必要であることから、インキュベーション事業を実施している。

オフィスの入居を選定するにあたっては、適正かつ公平を期するため、入居希望者のビジネスプランの実現性、経営者としての資質や事業の成長性等について、財団職員とともに入居審査（事業評価等）を実施する。

3 業務内容

- (1) インキュベーション事業の新規入居・契約更新・ステップアップ等の審査に関するここと。原則月1回、入居希望者等と面談し、事業計画を審査のうえ、入居希望者のビジネスプランの実現性、経営者としての資質や事業の成長性等について財団職員と審査を行い、採点及び意見を記入した審査報告書を提出すること。
- (2) 支援情報の共有
財団の依頼に応じ、「インキュベーション経営相談業務」の経営相談員を交えた会議に出席し、審査情報の交換、共有を図ること。
- (3) その他
インキュベーション事業に関する助言・提案をすること。

4 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 提出書類

- (1) 審査の都度、審査報告書を作成し、提出すること。
- (2) 提出については、パスワードを付して電子メールで送付すること。

6 検査

入居審査については、月末締め翌月10日までに行う。

7 支払方法

(1) 支払期限

検査合格後、月末締めで適法な請求書を受理した日から30日以内に支払う。

(2) 積算方法

①1回は上記業務が完了するまでとし、土日祝日、夜間などの条件に関わらず一律とする。た

だし、別途財団が依頼する業務については、協議によることができる。

②財団事務所への交通費は委託料に含む。

8 業務上の留意点

- (1) 財団のインキュベーション事業に関する助言、運営協力につとめること。
- (2) 別紙契約書、仕様書、委託契約約款のとおり、業務委託契約を締結する。業務委託契約の対象が法人の場合は、契約締結後速やかに、選定されたコーディネータを契約約款第13条にかかる「業務責任者」として選定し、書面により通知すること。
- (3) 財団の情報セキュリティポリシーに定める事項を遵守すること。

※財団情報セキュリティポリシー掲載先

<https://kobe-ipc.or.jp/wp-content/uploads/2025/03/bc268c28e46f8ffecc8af198225f6684.pdf>

9 参考 URL

<https://kobe-ipc.or.jp/incubation> (インキュベーションホームページ)

神戸ハーバーオフィスに35室（創業準備オフィス13、スマートオフィス16、企業育成室6）

湊川パークタウンに4室

10 担当部署

公益財団法人こうべ産業・就労支援財団 経営支援部

（電話）078-360-3202

（E-mail）kaigyoshien@kobe-ipc.or.jp